

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-107376
(P2015-107376A)

(43) 公開日 平成27年6月11日(2015.6.11)

(51) Int.Cl. F 1 テーマコード (参考)
A 4 7 J 31/06 (2006.01) A 4 7 J 31/06 A 4 B 1 0 4

審査請求 有 請求項の数 1 O L (全 6 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2015-23155 (P2015-23155) (22) 出願日 平成27年2月9日 (2015.2.9) (62) 分割の表示 特願2011-504589 (P2011-504589) の分割 原出願日 平成21年4月13日 (2009.4.13) (31) 優先権主張番号 PCT/IB2008/051412 (32) 優先日 平成20年4月14日 (2008.4.14) (33) 優先権主張国 国際事務局 (IB)</p>	<p>(71) 出願人 510272403 エシカル コーヒー カンパニー ソシエ テ アノニム スイス国, セアッシュー 1700 フリブ ール, リュ ドゥ フォシニー 5 (74) 代理人 100099759 弁理士 青木 篤 (74) 代理人 100102819 弁理士 島田 哲郎 (74) 代理人 100123582 弁理士 三橋 真二 (74) 代理人 100157211 弁理士 前島 一夫 (74) 代理人 100112357 弁理士 廣瀬 繁樹</p>
---	--

最終頁に続く

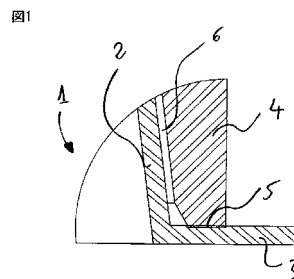
(54) 【発明の名称】 飲料を調理するための包容器

(57) 【要約】

【課題】本発明は、飲料、例えばコーヒーの調理をするための包容器(1)に関する。

【解決手段】包容器は、例えば挽かれたコーヒーの供給部を備えた中空の部材を具備する。中空の部材は、側壁(2)と、上面と、抽出膜を備えた下面と、襟状の形状の縁(3)とを具備し、この縁は、側壁(2)を横断する平面を向いている。縁(3)は、液体に接触したときに軟化する物質から構成されている。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

コーヒーなどの飲料を調理する容器(1)であって、例えば挽かれたコーヒーの供給部を備えるように構成された中空の部材を具備し、該中空の部材は、側壁(2)と、上面と、放出膜を備えた下面と、前記側壁(2)と交差する平面を向いている襟状の形態の縁部(3)とを具備しており、前記縁部(3)が、液体に接触したときに軟化する物質から構成されることを特徴とする、容器。

【請求項 2】

前記縁部(3)を形成する物質が、室温より高い温度の液体に接触したときに軟化するように構成されることを特徴とする、請求項 1 に記載の容器(1)。

10

【請求項 3】

前記側壁(2)および前記縁部(3)が単一の部材から形成され、前記縁部(3)が前記側壁(2)の延長部を形成することを特徴とする、請求項 1 または 2 に記載の容器(1)。

【請求項 4】

前記縁部(3)を形成する物質は、液体に接触したときに前記物質の体積が増大するように構成されることを特徴とする、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の容器(1)。

【請求項 5】

前記物質が、生分解可能であることを特徴とする、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の容器(1)。

20

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、容器内に含まれた、例えば挽かれたコーヒーを集中的に供給して淹れる、例えばコーヒーをベースにした飲料の調理に関する。さらに特別には、本発明は、この目的のために利用される供給方法およびかかる供給方法を利用したデバイスに関する。

【背景技術】**【0002】**

上記の原理に基づいて作動する容器および機械は、数十年にわたって存在している。

【0003】

米国特許第 2 8 9 9 8 8 6 号明細書、米国特許第 2 9 6 8 5 6 0 号明細書、米国特許第 3 4 0 3 6 1 7 号明細書および米国特許第 3 6 0 7 2 9 7 号明細書には、加圧下において熱水が通過する前の最初の状態のときに、いくつかの箇所に穿孔された容器が記載されている。

30

【0004】

スイス国特許第 6 0 5 2 9 3 号明細書または欧州特許第 0 2 4 2 5 5 6 号明細書に記載された容器は、底部に膜を備えている。熱水は、加圧下において、先ず容器の上部に導入される。これにより容器の膨張、主に膜の膨張を引き起こす。所定の圧力を超えると、膜が破れて、それにより水とコーヒーの混合物が流れ出るようになる。

【0005】

膜を備えた他の容器は、欧州特許公開第 0 4 6 8 0 7 9 号明細書、欧州特許公開第 0 8 0 6 3 7 3 号明細書、欧州特許公開第 0 5 5 4 4 6 9 号明細書に記載されている。

40

【0006】

熱水の大部分は、加圧下において容器に流入して容器を通過するが、一部の熱水は容器から流れ出て、側壁の外表面の下方に流れる。理論的には、この場合であっても、容器のケージが縁部に接触しているため、側壁の基部を越えて漏出が発生することはない。

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0007】**

50

残念ながら、従来技術の包容器においてはこのようにならない。つまり、液体の一部が機械から漏れ出ることがあり、かつ/または包容器の内部を通過した液体と混合することがある。後者の場合、コーヒーの質が損なわれてしまう。

【0008】

したがって、包容器の側壁の外表面を流れ出る液体の漏出を低減、あるいは可能であれば漏出をなくす必要がある。

【0009】

本発明の目的の1つは、従来技術の包容器を改善することである。

【0010】

別の目的は、上述した密閉性の問題を解決することである。

10

【0011】

より具体的には、本発明は、理論上、包容器に流入して包容器を通過するのみであるべき液体が、包容器から流れ出て、縁部と包容器ケージとの間の接触領域を超えて、包容器の外側壁の下方に流れないようにすることをとくに目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0012】

この目的は、とくに、主要な請求項において定義される本発明に係る包容器によって達成される。或る特定の実施形態は、その従属項において定義される。

【0013】

本発明は、縁部と包容器ケージの下部との間の密閉性を改善する利点を有する。具体的には、包容器の壁面の外表面の下方に水が流れ出て縁部に接触すると、縁部が軟化する。これにより、包容器ケージは、縁部の肉厚に対してより深く押し当てられることになる。したがって、この部位の密閉性が改善される。

20

【0014】

上述したような挙動を示す、つまり軟化する性質を有する任意の物質が、本発明の目的のために使用されうる。

【0015】

この物質を生分解可能な物質にすることは有利である。

【図面の簡単な説明】

【0016】

30

【図1】ケージ4の閉止の後で、かつ熱水が浸入する前における、本発明による包容器1を示す図である。

【図2】主に包容器1に対して、さらに包容器の側壁2の外表面とケージ4の内面との間の空間6に対して、熱水7が浸入した状態を示す図である。

【図3】縁部が軟化した後における、縁部に対するケージ4の位置を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0017】

添付図面に示された例を用いて、本発明をより詳細に説明する。

【0018】

本発明に従って、コーヒーなどの飲料を調理するための包容器1は、例えば挽かれたコーヒーの供給部を備えるように構成された中空の部材を具備する。この中空の部材は、側壁2と、上面と、放出膜を備えた下面と、縁部3とを備える。側壁2は、縁部3を形成するように底部において連続している。縁部は、側壁2と交差する平面を向いている。本発明に従って、縁部3は、少なくともその一部が液体と接触したときに軟化する物質から形成される。

40

【0019】

この物質が軟化する温度は、好ましくは室温より高い温度である。

【0020】

本発明は、単に説明のために記載された実施例および実施形態に限定されない。請求される保護の範囲内における改変は、とくに均等的手段を採用することによって可能である

50

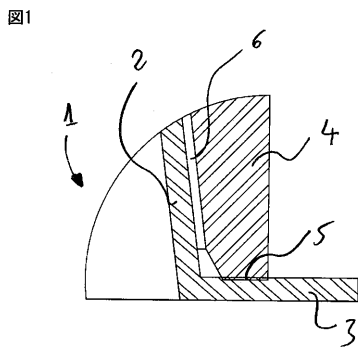
。

【 0 0 2 1 】

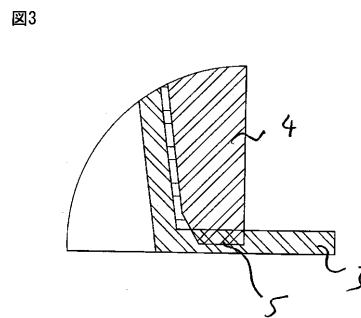
図面において使用される参照符号は以下のとおりである。

- 1 包容器
- 2 側壁
- 3 縁部
- 4 ケージ
- 5 ケージ底部
- 6 包容器とケージとの間の空間
- 7 水

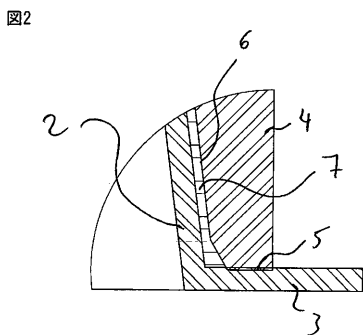
【 図 1 】



【 図 3 】



【 図 2 】



【手続補正書】

【提出日】平成27年3月11日(2015.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コーヒーなどの飲料を調理する包容器(1)であって、例えば挽かれたコーヒーの供給部を備えるように構成された中空の部材を具備し、該中空の部材は、側壁(2)と、上面と、放出膜を備えた下面と、前記側壁(2)と交差する平面を向いている襟状の形態の縁部(3)とを具備しており、前記縁部(3)が、液体に接触したときに軟化する物質から構成されることを特徴とする、包容器。

フロントページの続き

(74)代理人 100159684

弁理士 田原 正宏

(72)発明者 マリエ, アラン

スイス国, セアッシュ - 1 8 0 1 ル モン - ペルラン, シュマン ドゥ ロテル デュ パルク
3

Fターム(参考) 4B104 AA19 AA20 EA13 EA38